

広域連合規則第 4 号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の 一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に被災した被保険者に対する一部負担金の減免等の特例）」を付し、同項の次に次の4項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の適用期間の終期）

3 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年広域連合条例第4号）附則の規則で定める日は、令和2年9月30日とする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給申請等）

4 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等が、条例附則第5条及び第6条に規定する傷病手当金の支給を受けようとするときは、後期高齢者医療傷病手当金支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

5 前項の申請書を受理した広域連合長は、申請の全部又は一部を承認したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、承認しなかったときは後期高齢者医療給付不支給決定通知書により、速やかに当該申請者に通知する。

6 後期高齢者医療傷病手当金支給申請書は、第42条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。